

第65回定例会

伊方町議会会議録

NO. 2

令和3年6月25日 開会

伊方町議会

第 6 5 回伊方町議会定例会会議録(第 2 号)

招集年月日	令和 3 年 6 月 2 5 日
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場
開会（開議）	6 月 2 5 日 1 0 時 0 0 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 菊池 隼人 10 番 山本 吉昭 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 小泉 和也
欠席議員	6 番 竹内 一則
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 上田 時茂 書 記 藤川 輝之 書 記 篠川 俊一
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 阿部 茂之
町長提出議案の項目	議案第 58 号 町道鳥津国道線道路新設工事請負契約の締結について 議案第 59 号 町道仁田之浜地区内 1 号線道路新設工事請負契約の締結について 議案第 60 号 町道塩成港線道路改良工事請負契約の締結について 議案第 61 号 町道宇和海線道路防災工事請負契約の締結について 議案第 62 号 町道宇和海線道路改良工事（4 工区）請負契約の締結について 議案第 63 号 伊方町教育委員会委員の任命について
議員提出議案の項目	発議第 2 号 伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
委員会提出議案の項目	なし
その他	選挙第 7 号 伊方町選挙管理委員会委員の選挙について 選挙第 8 号 伊方町選挙管理委員会補充員の選挙について 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）

会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則第127条)	
	3番 高月 芳人議員	4番 木嶋 英幸議員

伊方町議会第65回定例会議事日程（第2号）

令和3年6月25日(金)
午前10時00分 開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 町道鳥津国道線道路新設工事請負契約の締結について (議案第58号)
- 第 3 町道仁田之浜地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について (議案第59号)
- 第 4 町道塩成港線道路改良工事請負契約の締結について (議案第60号)
- 第 5 町道宇和海線道路防災工事請負契約の締結について (議案第61号)
- 第 6 町道宇和海線道路改良工事(4工区)請負契約の締結について (議案第62号)
- 第 7 伊方町教育委員会委員の任命について (議案第63号)
- 第 8 伊方町選挙管理委員会委員の選挙について (選挙第7号)
- 第 9 伊方町選挙管理委員会補充員の選挙について (選挙第8号)
- 第10 伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について (発議第2号)
- 第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 第12 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第13 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件

1 閉会宣告

再開宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第65回定例会を再開いたします。欠席議員は、竹内一則議員1名であります。定足数に達しております。

よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 「議事日程報告」を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してありとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、21日の本会議と同様、3番 高月芳人議員、4番 木嶋英幸議員を指名いたします。

議案第58号

○議長（小泉和也） 日程第2「町道鳥津国道線道路新設工事請負契約の締結について」議案第58号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第58号 町道鳥津国道線道路新設工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、瀬戸内側の集落を連結している県道鳥井喜木津線の鳥津地区付近より、町の連携軸となっている国道197号とをアクセスする全長約1.4kmの新設道路で、道路ネットワークの多重化を図り、防災機能を強化することにより、安心・安全な生活環境を構築することを目的に整備するものであります。

今回、計画いたします工事の概要は、全体計画延長、約1.4kmの内、国道197号との接続部より瀬戸内側へ約470m地点付近を中心に、185m区間の工事を実施するもので、主な工種として、補強土壁工34.2m、ブロック積擁壁工59.6m、張コンクリート擁壁工39.7mの建設にて道路を延伸し、同時に発生する土砂にて土捨場Dの盛土工区を施工する計画とし、別添図面の赤色で表記しております部分のとおり実施するものです。

去る5月31日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社竹場建設が、8,470万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和4年3月10日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 58 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号「町道鳥津国道線道路新設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 59 号

○議長（小泉和也） 日程第 3「町道仁田之浜地区内 1 号線道路新設工事請負契約の締結について」議案第 59 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 59 号 町道仁田之浜地区内 1 号線道路新設工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、集落内における有事の際の救援活動を可能とし地域の防災能力を強化することにより、安全・安心な生活環境を構築することを目的に整備するものであります。

今回、計画いたします工事の概要は、延長 160mの道路新設として、ブロック積擁壁工 506 m²、水路工 157m、ガードレール 152m、舗装工 715 m²など、別添図面の赤色で表記しております部分のとおり実施するものです。

去る 5 月 31 日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社堀保組が、5,368 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 4 年 3 月 10 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 59 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号「町道仁田之浜地区内 1 号線道路新設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第60号

○議長（小泉和也） 日程第4「町道塩成港線道路改良工事請負契約の締結について」議案第60号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第60号 町道塩成港線道路改良工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、塩成地区旧国道から塩成漁港に至る、全長約1kmの町道で、漁港にアクセスする唯一の路線であり、漁業振興に欠かせない路線であるとともに、地域防災計画における主要道路にも位置づけられている重要な生活道路であります。線形不良及び幅員狭小による離合困難にて交通に支障を来している状況であります。

これらを解消するため、今回計画いたします改良区間は、東防波堤付近から中ノ浜物揚場付近までの全長290m区間の内、222.7m区間の護岸上部を主体に実施するものであります。

主な工事概要は、工区中間位置より終点側(狩浜方向)に向けて護岸工97.1m、ブロック積擁壁工119㎡及び起点側(振の浜方向)の側溝工90m、舗装工513㎡などを施行する計画で、別紙図面の赤色で表記しております部分のとおり実施するものです。

去る5月31日に制限付一般競争入札を実施した結果、藤川建設有限会社が、5,170万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和4年3月10日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第60号「町道塩成港線道路改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第61号

○議長（小泉和也） 日程第5「町道宇和海線道路防災工事請負契約の締結について」議案第61号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 61 号 町道宇和海線道路防災工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、伊方地域境界から三崎地域境界までの宇和海側を走る、全長約 14.4 k m の町道で、集落間を接続する主要幹線であり、主要物流経路及び地域防災計画における主要道路にも位置付けられている重要な生活道路であります。山側斜面の変状と一部崩壊により既存の幅員が減少しており交通に支障を来している状況であります。

この状況を解消するため、今回計画いたします区間は、川之浜地区と大久地区との中間付近の 50 m 区間で、コンクリート擁壁と落石防護柵を主体に対策工事を実施するものであります。

主な工事概要は、重力式擁壁 50m、落石防護柵 49m、ブロック積擁壁 344 m²、排水工 50m を施行する計画で、別紙図面の赤色で表記しております部分のとおり実施するものです。

去る 5 月 31 日に制限付一般競争入札を実施した結果、藤川建設有限会社が 6,435 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 4 年 3 月 10 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 61 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号「町道宇和海線道路防災工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 6 2 号

○議長（小泉和也） 日程第 6 「町道宇和海線道路改良工事（4 工区）請負契約の締結について」議案第 62 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 62 号 町道宇和海線道路改良工事（4 工区）請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、伊方地域境界から三崎地域境界までの宇和海側を走る、全長約 14.4 k m の町道で、集落間を接続する主要幹線であり、主要物流経路及び地域防災計画における主要道路にも位置付けら

れている重要な生活道路であります。随所に線形不良及び幅員狭小による離合困難にて交通に支障を来たしている状況であります。

これらを解消するため、今回計画いたします区間は、塩成地区と川之浜地区の中間付近 82.8m 区間の拡幅工事を実施するものであります。

主な工事概要は、山側の拡幅工事を主体に、ブロック積擁壁工 551 m²、鉄筋挿入工 322 本、落石防護柵工 70m、排水構造物工 80m、舗装工 425 m²を施行する計画で、別紙図面の赤色で表記しております部分のとおり実施するものです。

去る 5 月 31 日に制限付一般競争入札を実施した結果、藤川建設有限会社が、9,152 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 4 年 3 月 10 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 62 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号「町道宇和海線道路改良工事（4 工区）請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 63 号

○議長（小泉和也） 日程第 7「伊方町教育委員会委員の任命について」議案第 63 号を議題といたします。

議案を書記に配布させます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 63 号 伊方町教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明いたします。

今回、提案を申し上げます西村美重氏は、伊方町湊浦に在住の方であります。

同氏は、教員免許を取得されており、公立学校の講師として教育現場に従事した経験のある方でございます。

また、小中学校にお子様が在学をしており、令和 2 年度には伊方小学校 P T A 副会長、伊方町 P T A 連合会理事として、ご自身もつ様々な経験を存分に発揮され、伊方町の教育行政の発展のため、ご尽力いただきました。

このように卓越された豊富な経験と識見をお持ちの方でありますので、伊方町教育委員会委員にご就任いただくことが適当であると判断し、ご提案申し上げた次第でございます。

ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 63 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号「伊方町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

選挙第 7 号

○議長（小泉和也） 日程第 8、選挙第 7 号「伊方町選挙管理委員会委員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊方町選挙管理委員会委員に、伊方町湊浦 政木吉久氏、伊方町九町 大橋伴久氏、伊方町三机 菊岡喜一郎氏、伊方町松 宇都宮 幹吾氏、以上、4 名の方々を指名いたします。お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました 4 名の方々を伊方町選挙管理委員会委員の当選者とする事にご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今、指名いたしました、政木吉久氏、大橋伴久氏、菊岡喜一郎氏、宇都宮幹吾氏が伊方町選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙第 8 号

○議長（小泉和也） 日程第 9、選挙第 8 号「伊方町選挙管理委員会補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法は、議長において補充の順位を定めて指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において、補充の順位を定めて指名することに決しました。

伊方町選挙管理委員会補充員に、補充順位 1 番 伊方町三崎 松本充範氏、補充順位 2 番 伊方町豊之浦 上田充宏氏、補充順位 3 番 伊方町田之浦 山本桂二氏、補充順位 4 番 伊方町大久 小野瀬博幸氏、以上、4 名の方々を指名いたします。お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました 4 名の方々を伊方町選挙管理委員会補充員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今、補充順位順に指名いたしましたとおり、1 番 松本充範氏、2 番 上田充宏氏、3 番 山本桂二氏、4 番 小野瀬博幸氏が伊方町選挙管理委員会補助員に当選されました。

発議第 2 号

○議長（小泉和也） 日程第 10「伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について」発議第 2 号を議題といたします。

本件につきましては、6 月 15 日開催の議会改革特別委員会で協議確認されておりますので、提出者の説明は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明はこれを省略いたします。

これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、発議第 2 号を採決いたします。お諮りいたします。原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号「伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（小泉和也） 日程第 11「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会運営委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち議会運営に関する事項等について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定いたしました。

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（小泉和也） 日程第12「原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。原子力発電対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定いたしました。

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（小泉和也） 日程第13「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会改革特別委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、議会改革に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（小泉和也） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。閉会にあたり町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、会期中、慎重審議をいただきまして、ご提案を申し上げました全議案に対しまして、ご議決を賜り誠にありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、率直に受けとめ、予算の執行等につきましては慎重を期してまいります。

また新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、引き続き、全庁一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

梅雨に入り、豪雨や土砂災害などの危険性が高くなる時期を迎えており、災害対策にも万全を期してまいります。議員各位におかれましては、健康にご留意のうえ、町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（小泉和也） これをもちまして、伊方町議会第 65 回定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

（閉会時間 10 時 30 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員